



(様式 1)

所教教総第 258 号
平成 31 年 1 月 22 日

所沢市監査委員	竹	山	登	様
同	能	登	則	之
同	杉	田	忠	彦
同	松	本	明	信

所沢市教育委員会教育長
内藤 隆行

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 12 月 21 日付け所監第 57 号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	教育総務部 教育総務課
〔監査結果（指摘事項）の内容〕 本市の多くの小中学校体育施設については、学校体育施設開放事業として市民のスポーツ活動のために、学校教育に支障のない範囲で利用を許可し、活用されているところである。 利用に当たっては、持ち運び困難な備品等に関り、申請により一時的に保管するなどの便宜を図っている。 利用団体の一つであるスポーツ団体が、体育館用具室の一室を当該団体の専用の部屋として占有し、その入口には、団体名を掲示したうえで競技用備品等を置いていた。また、その許可書には、団体の備品等の一部が学校側で使用されているかのような記述があった。 体育館等の学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設であることから、学校開放団体に使用させる場合には、その設置された目的を逸脱することなく、備品等の最小限の保管とするなど適正な措置を講じられたい。 さらに、団体の備品等の保管を許可する際には、内容を精査の上、許可するよう留意されたい。（富岡小学校）	
〔講じた措置の内容〕 体育館用具室について、スポーツ団体が使用する部分を縮小し、入口の掲示を「器具庫」と是正しました。 また、団体への備品保管許可書に不適切な記述があった件について今後は是正すると共に、内容を精査し備品保管を許可します。	